

事 務 連 絡
令 和 2 年 5 月 7 日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課

中小・小規模事業者等に対する「持続化給付金」の生活保護制度上の取扱いについて

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）（別添1）において、特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするため、「持続化給付金」が盛り込まれ、給付が開始されるところです。

本給付金は、具体的には、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額が給付されるものであり、個人事業主となっている被保護者においても、対象となる可能性があります。

被保護者に当該給付金が給付されることとなった場合の収入認定の取扱いについては、下記のとおりお示しいたしますので、各自治体においてご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内実施機関に対する周知をお願いいたします。

記

- 1 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下、「次官通知」という。）第8の3の（3）のオに定める、「当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」につき、収入として認定しないこと。
- 2 自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）

第8の2の(4)に規定されるもののうち、生業のための用途に供されるものに限ること。なお、現下の状況を踏まえ、当面の間の事業継続のための資金とする場合には、ここでいう「直ちに」生業にあてる場合に該当するものと解して差し支えないこと。

また、その認定のための基準は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の間40の(2)のアに基づき判断すること。

- 3 なお、現下の状況において地方自治体が独自に実施する、休業要請に関する協力金等については、次官通知第8の3の(3)のエまたはオに該当するものとして取扱って差し支えない。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～
(令和2年4月20日閣議決定) (抜粋)

第2章 取り組む施策

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、万全のセーフティネットを構築すべく、事業の継続を支え、事業全般に広く使える、再起の糧とするための新たな給付金制度を創設する。具体的には、「持続化給付金（仮称）」として、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。その際、苦境にある事業者等に対して、確実に制度の概要が伝わるよう事前の周知に注力するとともに、文化芸術をはじめとする幅広い業態の特殊性も踏まえ、申請者の事務負担を考慮して、電子申請を原則とするなど、可能な限り簡便な手続とし、申請から給付までの期間を極力短くする。

・ 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金（持続化給付金（仮称））（経済産業省）